

定教第26号議案

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部
を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和4年9月6日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

教育課題に関する校長への指導・助言や経験の浅い校長の人材育成などの役割を担う新たな校長職として総括校長を県立学校に導入するため、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等について所要の改正をいたしたく提案するものです。

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する

規則

(神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和36年神奈川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

(総括校長)

第19条の2 教育委員会が指定する学校に、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、総括校長を置くことができる。

2 総括校長は、校長のうちから、教育委員会が任命する。

3 総括校長は、校長の職務を行うほか、教育委員会の所管に属する県立学校（以下「県立学校」という。）の校長と相互に協力し、次に掲げる職務を行う。

(1) 教育課題に関する県立学校の校長への指導及び助言に関すること。

(2) 県立学校の校長の人材育成に関すること。

(3) 教育施策の立案及び実施に向けた県立学校と教育局との調整に関すること。

4 前3項に定めるもののほか、総括校長に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第16条の2を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

(総括校長)

第16条の2 教育委員会が指定する学校に、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、総括校長を置くことができる。

2 総括校長は、校長のうちから、教育委員会が任命する。

3 総括校長は、校長の職務を行うほか、教育委員会の所管に属する県立学校（以下「県立学校」という。）の校長と相互に協力し、次に掲げる職務を行う。

(1) 教育課題に関する県立学校の校長への指導及び助言に関すること。

(2) 県立学校の校長の人材育成に関すること。

(3) 教育施策の立案及び実施に向けた県立学校と教育局との調整に関すること。

4 前3項に定めるもののほか、総括校長に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則（平成20年神奈川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

(総括校長)

第18条の2 教育委員会が指定する学校に、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、総括校長を置くことができる。

2 総括校長は、校長のうちから、教育委員会が任命する。

3 総括校長は、校長の職務を行うほか、教育委員会の所管に属する県立学校（以下「県立学校」という。）の校長と相互に協力し、次に掲げる職務

を行う。

- (1) 教育課題に関する県立学校の校長への指導及び助言に関すること。
- (2) 県立学校の校長の人材育成に関すること。
- (3) 教育施策の立案及び実施に向けた県立学校と教育局との調整に関する
こと。

4 前3項に定めるもののほか、総括校長に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

○ 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則

新	旧
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p><u>(総括校長)</u></p> <p><u>第19条の2 教育委員会が指定する学校に、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、総括校長を置くことができる。</u></p> <p><u>2 総括校長は、校長のうちから、教育委員会が任命する。</u></p> <p><u>3 総括校長は、校長の職務を行うほか、教育委員会の所管に属する県立学校（以下「県立学校」という。）の校長と相互に協力し、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p><u>(1) 教育課題に関する県立学校の校長への指導及び助言に関すること。</u></p> <p><u>(2) 県立学校の校長の人材育成に関すること。</u></p> <p><u>(3) 教育施策の立案及び実施に向けた県立学校と教育局との調整に関すること。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、総括校長に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(新規)</p>
<p>第19条の<u>3</u> (略)</p>	<p>第19条の<u>2</u> (略)</p>
<p>第20条～第36条 (略)</p>	<p>第20条～第36条 (略)</p>

新旧対照表

○ 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則

新	旧
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p><u>(総括校長)</u></p> <p><u>第16条の2 教育委員会が指定する学校に、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、総括校長を置くことができる。</u></p> <p><u>2 総括校長は、校長のうちから、教育委員会が任命する。</u></p> <p><u>3 総括校長は、校長の職務を行うほか、教育委員会の所管に属する県立学校（以下「県立学校」という。）の校長と相互に協力し、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p><u>(1) 教育課題に関する県立学校の校長への指導及び助言に関すること。</u></p> <p><u>(2) 県立学校の校長の人材育成に関すること。</u></p> <p><u>(3) 教育施策の立案及び実施に向けた県立学校と教育局との調整に関すること。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、総括校長に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(新規)</p>
<p>第16条の<u>3</u> (略)</p>	<p>第16条の<u>2</u> (略)</p>
<p>第17条～第27条 (略)</p>	<p>第17条～第27条 (略)</p>

新旧対照表

○ 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則

新	旧
<p>第1条～第18条 (略)</p> <p><u>(総括校長)</u></p> <p><u>第18条の2 教育委員会が指定する学校に、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、総括校長を置くことができる。</u></p> <p><u>2 総括校長は、校長のうちから、教育委員会が任命する。</u></p> <p><u>3 総括校長は、校長の職務を行うほか、教育委員会の所管に属する県立学校（以下「県立学校」という。）の校長と相互に協力し、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p><u>(1) 教育課題に関する県立学校の校長への指導及び助言に関すること。</u></p> <p><u>(2) 県立学校の校長の人材育成に関すること。</u></p> <p><u>(3) 教育施策の立案及び実施に向けた県立学校と教育局との調整に関すること。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、総括校長に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p> <p>第19条～第43条 (略)</p>	<p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第19条～第43条 (略)</p>

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する 規則の概要

1 改正の趣旨

教育課題に関する校長への指導・助言や経験の浅い校長の人材育成などの役割を担う新たな校長職として総括校長を県立学校に導入するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 教育委員会が指定する学校に、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、総括校長を置くことができることを規定する。（見出し、第1項）
- (2) 総括校長は、校長のうちから、教育委員会が任命することを規定する。（第2項）
- (3) 総括校長は、校長の職務を行うほか、教育委員会の所管に属する県立学校（以下「県立学校」という。）の校長と相互に協力し、次に掲げる職務を行うことを規定する。（第3項）
 - ア 教育課題に関する県立学校の校長への指導及び助言に関すること。
 - イ 県立学校の校長の人材育成に関すること。
 - ウ 教育施策の立案及び実施に向けた県立学校と教育局との調整に関すること。
- (4) 前3項に定めるもののほか、総括校長に関し必要な事項は、教育長が別に定めることを規定する。（第4項）

<改正規則（条）>

- 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（第19条の2）
- 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則（第16条の2）
- 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則（第18条の2）

3 施行期日

令和5年4月1日